

令和七年第六回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年三月二十四日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和七年第六回世田谷区教育委員会定例会を開催いたします。

本日、坂倉委員はオンラインで参加しております。なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していませんことを申し添えます。

まず、次第の１、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と澁澤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案六件と事務局からの報告が一件ございます。

それでは、次第の２、議事に入ります。

日程第一及び日程第二を併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第二十七号　世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改

正する規則

日程第二　議案第二十八号　世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改

正

○知久教育長　議案第二十七号及び議案第二十八号の二件につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長　それでは、議案第二十七号及び議案第二十八号の二件を一括して御説明申し上げます。本案は、いずれも令和七年四月一日付で行われる教育委員会事務局の組織改正に伴い改正するものでございます。

まず、議案第二十七号、世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則です。

資料の最後のページ、二四ページを御覧ください。こちらは、このたびの組織改正案を一枚でまとめた資料となっております。

内容です。教育政策・生涯学習部におきまして、学校改築業務などに対応するため教育環境担当係長を、また、各種団体への対応、他部署との連携体制を強化するため社会教育担当係長を増員いたします。

下段を御覧ください。教育総合センターにおきまして、学びの多様化学校開設に向けた業務を推進するため、学びの多様化学校準備担当係長を新設いたします。また、不登校児童・生徒の増加に対応するため、ほっとスクールの管理運営、業務体制を強化し、計画的な新規開設を推進するとともに、ほっとルームの全校配置などの充実に向け、不登校支援担当係長を新設いたします。そして、教育研究・ICT推進課からICT推進部門を独立させ、教育DX推進担当課として改組、教育DX推進担当係長を新設いたします。教育研究・研修推進担当係長を、STEAM教育の出前講座やキャリア教育、大学連携など親和性の高い事業推進担当課に移管いたします。本案は、この組織改正に伴いまして、規定の整備を行っております。

詳細につきましては、お戻りいただきまして、資料二ページの案文、四ページ以降の新旧対照表のとおりとなっております。

次に、議案第二十八号、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正について御説明を申し上げます。こちら組織改正に伴いまして、教育委員会における事案決定手続規程を改正するものでございます。

詳細につきましては、資料の二ページの案文、三ページ以降の新旧対照表のとおりとなっております。

以上、これらの組織改正に伴う規則等改正につきましては、令和七年四月一日からの施行を予定しております。

議案第二十七号及び議案第二十八号の二件につきまして、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、本二件について、一括して採択することといたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。
本二件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、議案第二十七号及び議案第二十八号の二件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第二十九号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第二十九号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 議案第二十九号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、令和七年四月一日より教育委員会が任用する会計年度任用職員の一部の職における職名の変更、職務の変更及び職の廃止に伴い改正するものでございます。

改正内容について御説明いたします。まず、五ページ、新旧対照表の別表第

1（第二条関係）を御覧ください。区では、障害のある児童・生徒の多様な学びの場を整備し、インクルーシブ教育支援をより一層推進するに当たり、現在、各小・中学校に配置している学校包括支援員をインクルーシブ教育支援員と職名を変更いたします。

次に、一〇ページから一一ページを御覧ください。主任教育相談員及びスクールソーシャルワーカーの職務についてですが、メンタルフレンド事業の見直しに伴いまして、それぞれの職務から削除いたします。

最後に、一二ページを御覧ください。認定こども園事務補助員及び認定こども園保育支援員の職につきましては、ほかに同様の職務を担う職があることから、整理の上、廃止をいたします。

なお、一五ページ以降に記載をしている別表第2（第三条関係）につきましても、ただいま御説明した理由によりまして職名の変更や廃止を行っておりません。

本規則は、令和七年四月一日から施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第二十九号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第四を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第四 議案第三十号 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第三十号につきまして、玉野教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第三十号 世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、世田谷区立図書館条例改正に伴い、世田谷区立図書館館則の一部を改正する必要があるため、御提案するものです。

改正内容について御説明申し上げます。資料右肩二二ページから二六ページにかけての様式を改正いたします。個人用観覧券の統一、また、主にこれまで「小人」と表記していたものを「こども」に改正しております。

二一ページにお戻りください。本規則は公布の日から施行を予定しております。ただし、第一号様式の改正規定は令和七年十月一日からの施行を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第三十号につきまして採決を行います。本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第三十一号 学校・教育委員会が実践する教育の質を高める

働き方改革推進プラン

○知久教育長 議案第三十一号につきまして、秋山学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○秋山学校教育部長 それでは、議案第三十一号、「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」について御説明いたします。

本案は、学校における働き方改革についてまとめた「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」を策定するため、議案として提出するものでございます。

令和七年一月二十八日に開催いたしました第二回教育委員会において報告したプラン案の内容から変更はなく、計画期間を令和七年度から令和十年度までの四年間として取り組むものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○知久教育長 それでは、議案第三十一号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
次に、日程第六を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第六 議案第三十二号 学校教育に供する電子計算組織の運営に関する
規則の一部を改正する規則

○知久教育長 議案第三十二号につきまして、宇都宮教育総合センター長より

提案理由の説明をお願いします。

○宇都宮教育総合センター長 議案第三十二号、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

一ページ目を御覧ください。令和七年四月一日付組織改正に伴い、学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則を一部改正するため、本案を提出させていただきます。

二ページ目を御覧ください。改正内容といたしましては、規則第九条第二項及び第十四条中「教育研究・ICT推進課長」を「教育DX推進担当課長」に改めるものです。

三ページ目以降、規則の新旧対照表をお示しして、変更点を朱書きしておりますので、御覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、議案第三十二号について採決を行います。
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。
それでは、次第の3、報告事項の聴取に入ります。

(1)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和七年四月の各課行事予定について御報告させていただきます。

まず、教育委員会定例会の予定でございますけれども、四月八日に第七回定例会、また、四月二十二日に第八回定例会が予定されてございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしております。後ほど御確認いただければと思います。

私からの御報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 (2)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。本日は、配付資料が二件ございますので、御覧になっておいてください。それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は人事及び個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○知久教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会は閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。非公開の会議に当たりましては、関係職員として、玉野教育政策・生涯学習部長、秋山学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、本田学校職員課長、山本教育指導課長、赤司副参事（学校経営・教育支援担当）、竹内教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席とします。

また、坂倉委員におかれましては、世田谷区教育委員会会議規則第二条の規定に基づき、オンライン会議システムを使用して参加いただくことはできませんので、ここでオンライン会議を終了させていただきます。

なお、非公開の会議を解いた後の次回の教育委員会の日程の告知等については、後日、事務局よりお知らせします。

それでは、他の事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十時十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時二十五分非公開の会議終了

○知久教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は四月八日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第六回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十六分閉会